

【事案VI-1】解約の取消請求

・2019年4月23日 申立て不受理

<事案の概要>

父親が「実質的な契約者は自分である」と申出人を錯誤させ、解約申込み書類に署名させたものであるため、解約の無効を主張した（契約①）。また、申立人が積立タイプと認識して加入した生命共済の無効を主張した（契約②）が、それぞれ被申立人に拒絶されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、契約者が解約意思のない契約①の解約処理を取消し、契約②を無効（または解約の無効）にして掛金の全額を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- （1）解約書類への署名は被申立人担当者が契約①の契約者に他の契約と誤認させたものであり、契約者に解約意思はなかった。
- （2）被申立人担当者の曖昧な説明により、満期時に共済掛金の9割は返戻されるものと誤認して契約②を締結した。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- （1）契約①②ともに申立人である契約者本人が解約申込書に署名し、かつ解約返戻金等は契約者父親口座に振込するよう意思表示されているため、解約は有効である。
- （2）前述（1）のとおり、当該契約の解約は有効と考えるため、申立人が主張する共済掛金の返金に応じることはできない。

<共済団体の主張>

裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適當でないとして認められるため、申立てを不受理とした。